

●香川県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年10月10日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 まんのう善通寺線（200号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町四條字下村下所 1101番1地先から 仲多度郡まんのう町東高篠字上田井 1714番1地先まで	前	10.0~35.0	212	平成18年香川県 告示第238号で 変更した区域の 一部の供用開始 及び設計変更に 伴う一部区域の 不要物件化
	後	10.0~32.5	212	

- 4 供用開始の期日 平成20年10月10日